



2023年4月14日

各位

会社名 三井金属鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 納 武士
(コード番号：5706 東証プライム)
お問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
落合 健司
(TEL. 03-5437-8028)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2023年6月29日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定の理由

本制度は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額36百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）および年12,600株以内とご承認をいただいております。

この度、対象取締役に対して当社が将来にわたって社会に貢献し、必要とされる存在であり続けるために、役員の報酬とESG経営との連動性をより明確にし、当社のESG経営目標の達成による当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブをより一層高め、株主との価値共有をさらに進めることを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

なお、本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 改定後の本制度の概要

既に導入している「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」に加え、新たにESGの指標達成の程度に応じて付与される「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」を導入します。いずれも継続した勤務が譲渡制限解除の条件となります。ESG指標としては温室効果ガス削減、働きがい・ダイバーシティの推進およびコンプライアンスに関するものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年16,650株以内、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年16,650株以内、合わせて年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）および年33,300株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

また、かかる上記の改定に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、上記の改定につきまして、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

3. その他

以上の改定のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2021年3月30日付で公表した「取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない専務執行役員および常務執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度に改定する予定です。

以 上